

令和5年 12月

※クレーン特別教育は、玉掛け・小型移動式運転技能講習修了者・移動式クレーン運転士資格者になります。持っていない方は受講できません。（クレーン特別教育前に玉掛け技能講習を受講して下さい。）

[illegible]